

# 利用者負担の更なる軽減

資料1 - 2	H19.3.30
障害福祉サービス等に係る事業者説明	
千葉県障害者自立支援課	

## 1 利用者負担の軽減

障害福祉サービス(通所・在宅)利用者のサービス利用に係る自己負担額について、所得区分が低所得1、低所得2及び一般(市民税所得割10万円未満まで)の利用者の負担上限月額を、政令で定めた国基準額の1/4に軽減する(一定の資産要件あり)。

なお、障害福祉サービスとの共通の上限額管理を行っている地域生活支援給付についても、同様の軽減措置を実施する。

### 障害福祉サービスの利用者負担の更なる軽減策

所得区分			国基準額 (上限月額)	更なる軽減策
生活保護			0円	0円
市民税非課税世帯	低所得1	本人収入が年間80万円未満(障害基礎年金2級相当)	15,000円	3,750円 (国基準額の1/4)
	低所得2	上記以外(障害基礎年金1級相当)	通所利用者	3,750円 (低所得1と同額)
その他			6,150円 (国基準額の1/4)	
一般	市民税課税世帯	所得割10万円未満	37,200円	9,300円 (国基準額の1/4)
		その他		37,200円

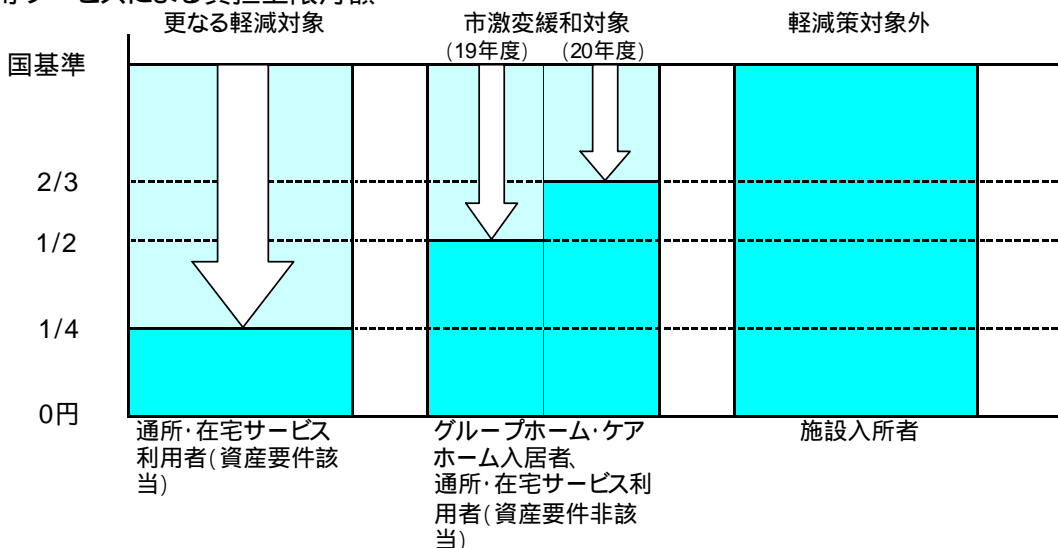
施設入所者、グループホーム及びケアホーム入居者、資産要件非該当者は対象外

### (参考) 千葉県独自の利用者負担の激変緩和策

所得区分			国基準額 (上限月額)	激変緩和策	
				H19年度	H20年度
生活保護			0円	0円	0円
市民税非課税世帯	低所得1	本人収入が年間80万円未満(障害基礎年金2級相当)	15,000円	7,500円 (国基準額の1/2)	10,000円 (国基準額の2/3)
	低所得2	上記以外(障害基礎年金1級相当)	24,600円	12,300円 (国基準額の1/2)	16,400円 (国基準額の2/3)
一般	市民税課税世帯		37,200円	37,200円	37,200円

施設入所者は対象外

### 利用サービスによる負担上限月額



## 2 施設入所者・共同生活利用者の工賃控除の徹底

### (1) 趣旨

入所施設、グループホーム・ケアホームの利用者について、サービス利用に係る自己負担額が工賃を上回る、手元に残らない等の声が多く、これを解決し就労意欲を高めるため、低所得者について、年間28.8万円(月額2.4万円、これを越えた部分の30%を含む)までの工賃は全額が手元に残るよう、工賃控除を充実させるもの。

### (2) 内容

#### 入所施設

現在、工賃控除の仕組みのない食費・光熱水費について、工賃控除を認める。

工賃から充当する額の算定式

・現行: 工賃 × 50% 控除なし

・見直し後: (工賃 - 控除額) × 50%

工賃が月2.4万円以下の場合...全額 \* 工賃が月3千円以下の場合は3千円

工賃が月2.4万円を超える場合...2.4万円 + (工賃 - 2.4万円) × 30%

具体的対応

見直し後の算定結果に伴い、対象者に係る負担上限月額及び補足給付額が変更される。

#### グループホーム・ケアホーム

通所・在宅サービス、入所施設利用者との公平性の観点から、定率負担について、入所施設と同様に年間28.8万円までの工賃控除を導入する。

定率負担に対して工賃から充当する額の算定式

・現行: (工賃 - 3千円) × 15%

・見直し後: (工賃 - 控除額) × 15%

工賃が月2.4万円以下の場合...全額 \* 工賃が月3千円以下の場合は3千円

工賃が月2.4万円を超える場合...2.4万円 + (工賃 - 2.4万円) × 30%

具体的対応

見直し後の算定結果に伴い、対象者に係る負担上限月額が変更される。

### (3) 影響額

障害基礎年金2級(年間約80万円)受給者のケース

月額工賃	入所施設(食費等負担)		グループホーム等(定率負担)	
	現行	見直し後	現行	見直し後
1万円	5千円	0円	1.5千円	0円
2.4万円	1.2万円	0円	3.6千円	0円

## 3 施設入所者の食費等負担の軽減措置

### (1) 趣旨及び内容

現行の制度において、低所得者の施設入所者の食費光熱水費については社会福祉法人軽減制度により0円まで負担を減免できることとなっているが、国が社会福祉法人軽減制度を廃止し給付費とすることにより本減免が義務負担化される。

一方で、生活保護受給者は食費光熱水費として月額22,000円を負担しており低所得者との逆転現象が生じる可能性があることから、生活保護受給者の食費光熱水費の負担を0円とし、全額を補足給付するもの。

### (2) 影響額

生活保護受給者の施設入所者の1か月あたりの食費光熱水費の負担額

	食費光熱水費	補足給付額	自己負担額
現行	58,000円	36,000円	22,000円
見直し後		58,000円	0円